

県工事成績調書作成要領の一部を改正する要領

県工事成績調書作成要領（平成15年7月14日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1から第4まで（略）</p> <p>（<u>検査ができる中間検査等</u>）</p> <p>第5 <u>中間検査等の検査は、完成工種の有無や工事進捗率を考慮して必要な時期に実施できる。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（<u>検査の方法</u>）</p> <p>第6 検査は、「工事成績評価における検査項目」（別表1）及び「工事成績評価における検査基準」（別表2）に基づき公正に行い、その結果を規程様式第5号の工事成績調書（以下「<u>成績調書</u>」という。）に記載する。</p> <p>2 前項の検査項目及び検査基準に基づき、各検査項目別に具体的な採点方法を「<u>工事成績調書の検査項目別採点運用表（別紙-1①から別紙-3④まで）</u>」（以下「<u>採点運用表</u>」という。）に定める。</p> <p>3 前項の採点運用表による検査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。</p> <p>（1）土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、<u>別図及び別表3</u>による。</p> <p>（2）土木工事関連で、1件の工事が多工種複合工事である場合の検査員の工種選定は、次のアからエによる。</p> <p>ア 主たる工種（工事費の構成率で70%以上を占める工種）のみで検査する。ただし、主たる工種以外の工種でも検査員が必要と認めるものは、主たる工種に加えて下記イを準用することができる。</p> <p>イ 主たる工種がない工事では、各工種の工事費の構成率と当該工種の工事進捗率（過去に検査対象とした部分の工事進捗率を控除したもの）との積の値が、上位三工種以内であるものを適切に選定して検査する。ただし、これらに該当しない工種でも検査員が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて検査対象とすることができる。</p> <p>ウ 2回目<u>の</u>検査では、それぞれの検査時点ごとに、ア及びイの規定を適用する。この場合、過去に検査対象とした部分は、原則として、含めることはできない。</p>	<p>第1から第4まで（略）</p> <p>（<u>検査ができる中間検査等</u>）</p> <p>第5 <u>中間検査等の検査は、1件の工事で2回まで行うことができ、その時期は、1回目の検査は工事進捗率が40%以上の時点、2回目の検査は1回目の検査時点から更に30%以上の工事進捗率が上がった時点とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（<u>検査の方法</u>）</p> <p>第6 検査は、「工事成績評価における検査項目」（別表1）及び「工事成績評価における検査基準」（別表2）に基づき公正に行い、その結果を規程様式第5号の工事成績調書（以下「<u>成績調書</u>」という。）に記載する。</p> <p>2 前項の検査項目及び検査基準に基づき、各検査項目別に具体的な採点方法を「<u>成績調書の検査項目別採点運用表（別紙-1①から別紙-3__まで）</u>」（以下「<u>採点運用表</u>」という。）に定める。</p> <p>3 前項の採点運用表による検査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。</p> <p>（1）土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、<u>別図_____</u>による。</p> <p>（2）土木工事関連で、1件の工事が多工種複合工事である場合の検査員の工種選定は、次のアからエによる。</p> <p>ア 主たる工種（工事費の構成率で70%以上を占める工種）のみで検査する。ただし、主たる工種以外の工種でも検査員が必要と認めるものは、主たる工種に加えて下記イを準用することができる。</p> <p>イ 主たる工種がない工事では、各工種の工事費の構成率と当該工種の工事進捗率（過去に検査対象とした部分の工事進捗率を控除したもの）との積の値が、上位三工種以内であるものを適切に選定して検査する。ただし、これらに該当しない工種でも検査員が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて検査対象とすることができる。</p> <p>ウ 2回目<u>以降</u>の検査では、それぞれの検査時点ごとに、ア及びイの規定を適用する。この場合、過去に検査対象とした部分は、原則として、含めることはできない。</p>

エ 多工種の考査で、工種ごとに評価が分かれたときは、低い方の評価で考査する。

(3) 1件の工事が、土木工事と建築工事（建築設備工事を含む。）の合併工事の場合で、監督職員及び前号の規定を適用することができない検査員は、両工事を共に考査し、低い方の評価で考査する。

(4) 「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」の考査項目の加点は、その実施状況に関する書類等を根拠として考査する。

4 第2項の採点運用表の細別中、適合率とは、評価対象とした評価項目（以下「評価対象項目」という。）の項目数の数値を分母に、同じ評価対象項目の各評点の合計を分子にしたときの割合の百分率をいう。

5 検査員及び監督職員は、第2項の採点運用表によって具体的な考査を行うと共に、細別ごとの評点の結果を「評定点採点表」（別記様式）により作成する。

6 第3の規程による検査の結果、改修等があった場合は、その改修等以前の状態について考査する。

7 考査には、「工事成績調書兼検査記録帳Excelファイル」（以下「ファイル」という。）を使用し、出納局検査課長（以下「検査課長」という。）は、そのファイルの作成及び改訂を行い、これを適時に工事担当の主務課及び地方公所（以下「工事担当課所」という。）の長並びに検査担当の主務課及び地方公所（以下「検査担当課所」という。）の長に送付する。

8 検査課長は、必要に応じて、前項のファイルの使用方法に関する説明会を開催する。

（中間検査等の成績調書の作成手続き及び保存方法）

第7 工事担当課所の長は、規程第11条に基づく検査請求とともに第6第7項のファイルに工事番号等の工事の基本情報を入力し、情報共有システムのウェブメールもしくはメールソフトにより担当検査員に送信（以下「送信」という。）する。

2 中間検査等の成績調書の原本とは、担当検査員が、検査後に前項のファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印したものをいう。

3 検査担当課所の長は、中間検査等の成績調書の原本を保管し、そのファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存（中間、完成検査のフォルダに区分して保存すること。以下の保存において同じ。）し、さらに、成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに、ファイルを送信する。

4 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

エ 多工種の考査で、工種ごとに評価が分かれたときは、低い方の評価で考査する。

(3) 1件の工事が、土木工事と建築工事（建築設備工事を含む。）の合併工事の場合で、監督職員及び前号の規定を適用することができない検査員は、両工事を共に考査し、低いほうの評価で考査する。

(4) 「高度技術」、「創意工夫」及び「社会性等」の考査項目の加点は、その実施状況に関する書類等を根拠として考査する。

4 第2項の採点運用表の細別中、適合率とは、評価対象とした評価項目（以下「評価対象項目」という。）の項目数の数値を分母に、同じ評価対象項目の各評点の合計を分子にしたときの割合の百分率をいう。

5 検査員及び監督職員は、第2項の採点運用表によって具体的な考査を行うと共に、細別ごとの評点の結果を「評定点採点表」（別記様式）により作成する。

6 第3の規程による検査の結果、改修等があった場合は、その改修等以前の状態について考査する。

7 考査には、「成績調書作成用ソフト」（以下「ソフト」という。）を使用し、出納局検査課長（以下「検査課長」という。）は、そのソフト及びマニュアルの作成及び改訂を行い、これを適時に工事担当の主務課及び地方公所（以下「工事担当課所」という。）の長並びに検査担当の主務課及び地方公所（以下「検査担当課所」という。）の長に送付する。

8 検査課長は、必要に応じて、前項のソフトの使用方法に関する説明会を開催する。

（中間検査等の成績調書の作成手続き及び保存方法）

第7 工事担当課所の長は、規程第11条に基づく検査請求とともに第6第7項のソフトに工事番号等の工事の基本情報を入力した成績調書のデータ（以下「データ」という。）を職員ポータルサイトのメッセージ機能等もしくはメールソフトにより担当検査員に送信（以下「送信」という。）する。

2 中間検査等の成績調書の原本とは、担当検査員が、検査後に前項のソフトに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印したものをいう。

3 検査担当課所の長は、中間検査等の成績調書の原本を保管し、そのデータ（規程様式第5号、別記様式及び採点運用表をいう。以下同じ。）を電磁的記録として他の工事のものとともに保存（中間1、中間2、完成検査のフォルダに三区分して保存すること。以下の保存において同じ。）し、さらに、成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに、データを送信する。

4 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたデータを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

5 このファイルは、完成検査時の考査まで使用し、各工事ごとに完結させるもの（ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、入力時の誤防止のため、他工事の成績調書作成時に流用してはならない。

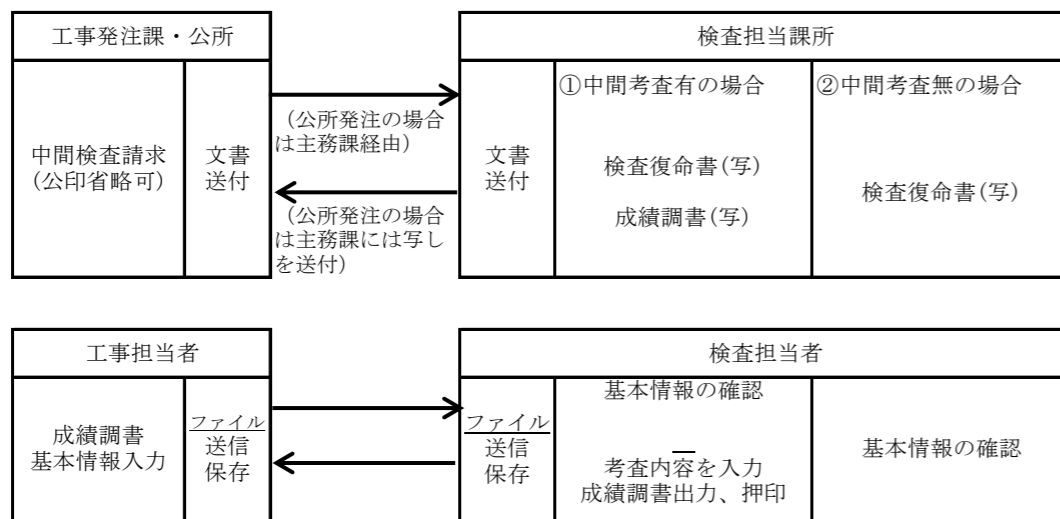
（削除）

（削除）

6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項、第3項及び第4項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

7 中間検査等の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈中間検査等フロー〉



（完成検査成績調書の作成手続き及び保存方法）

第8 完成検査請求時の考査に使用するファイルは、過去に考査した中間検査等で作成したもの（考査した中間検査等がない場合は、工事の基本情報を入力したものをいう。ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、工事担当課所の長は、規程第9条に基づく完成検査を請求する場合に、完成検査請求の成績調書の原本を添付するものとし、担当検査員にそのファイルを送信する。

5 このデータは、完成検査時の考査まで使用し、各工事ごとに完結させるもの（ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、入力時の誤防止のため、他工事の成績調書作成時に流用してはならない。

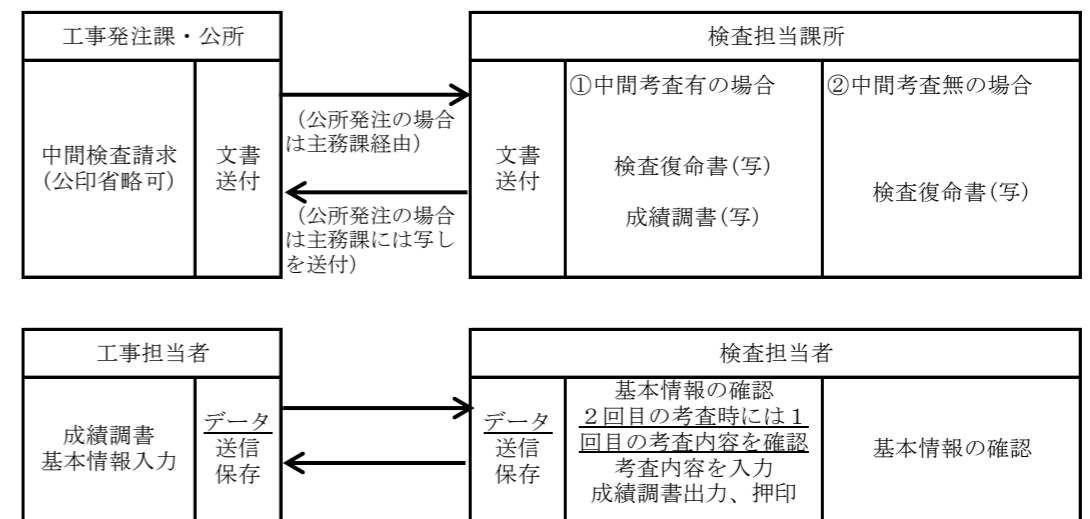
6 中間検査等において2回目の考査に使用するソフトは、1回目の考査で作成したもの（ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、工事担当課所の長は、中間検査等の検査を請求する場合に、工事の基本情報に変更がある場合にはソフトの内容を修正し、そのデータを担当検査員に送信する。

7 2回目の中間考査を行うときは、1回目の中間考査時に作成した成績調書の各欄の考査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印することで、1回目の考査時の検査員名欄の押印を要さない。

8 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項、第3項及び第4項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

9 中間検査等の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈中間検査等フロー〉



（完成検査成績調書の作成手続き及び保存方法）

第8 完成検査請求時の考査に使用するソフトは、過去に考査した中間検査等で作成したもの（考査した中間検査等がない場合は、工事の基本情報を入力したものをいう。ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、工事担当課所の長は、規程第9条に基づく完成検査を請求する場合に、完成検査請求の成績調書の原本を添付するものとし、担当検査員にそのデータを送信する。

2 前項の完成検査請求の成績調書の原本とは、監督員・主任監督員及び総括監督員が前項のファイルに所要の審査内容を入力し、出力した規程様式第5号（中間検査等の審査があった場合には、その審査内容の記載があるものをいう。）に当該監督職員全員が押印したものとする。

3 完成検査後、担当検査員は第1項で送付されたファイルに所要の審査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印し、完成検査の成績調書の原本とする。

なお、審査した中間検査等があった場合には、この成績調書に記載されている中間検査等の各欄の審査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印することで、中間検査等の検査員名欄の押印を要さない。

また、検査員は監督職員の各欄の審査内容及び所見が提出された完成検査請求の成績調書の原本と相違ないことを確認し、検査員（完成）欄の氏名欄に押印することで、各監督職員の押印を要さない。

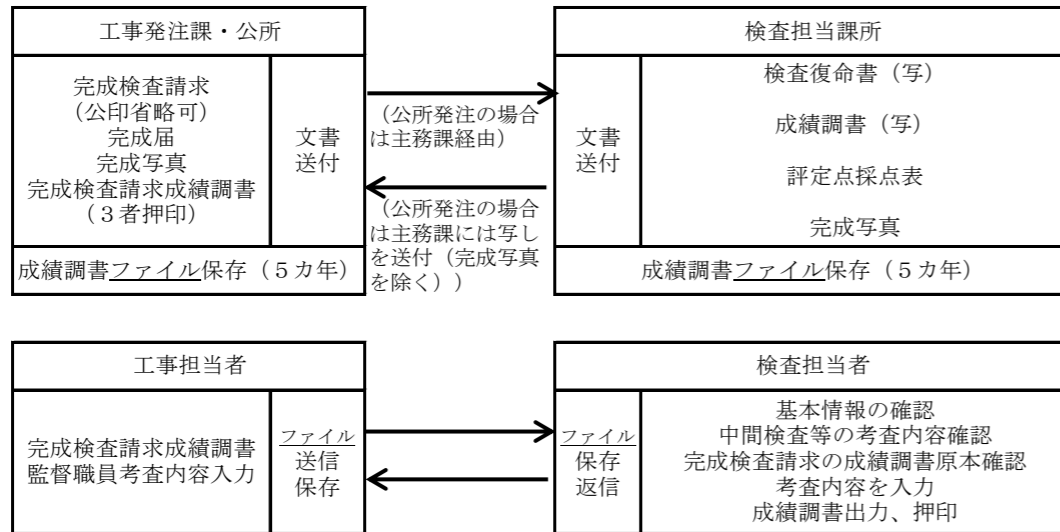
4 検査担当課所の長は、完成検査請求の成績調書の原本と完成検査の成績調書の原本を保管し、完成検査成績調書のファイルを電磁的記録として他の成績調書のものとともに保存し、さらに、完成検査成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに成績調書のファイルを送信する。

5 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項及び前二項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

7 完成検査の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈完成検査フロー〉



2 前項の完成検査請求の成績調書の原本とは、監督員・主任監督員及び総括監督員が前項のソフトに所要の審査内容を入力し、出力した規程様式第5号（中間検査等の審査があった場合には、その審査内容の記載があるものをいう。）に当該監督職員全員が押印したものとする。

3 完成検査後、担当検査員は第1項で送付されたソフトに所要の審査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印し、完成検査の成績調書の原本とする。

なお、審査した中間検査等があった場合には、この成績調書に記載されている中間検査等の各欄の審査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印することで、各中間検査等の検査員名欄の押印を要さない。

また、検査員は監督職員の各欄の審査内容及び所見が提出された完成検査請求の成績調書の原本と相違ないことを確認し、検査員（完成）欄の氏名欄に押印することで、各監督職員の押印を要さない。

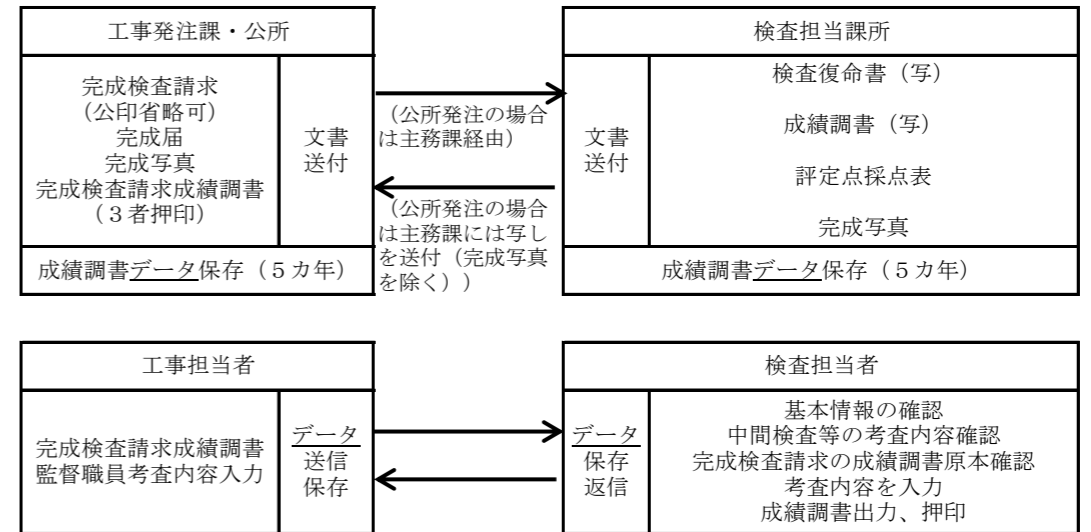
4 検査担当課所の長は、完成検査請求の成績調書の原本と完成検査の成績調書の原本を保管し、完成検査成績調書のデータを電磁的記録として他の成績調書のものとともに保存し、さらに、完成検査成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに成績調書のデータを送信する。

5 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたデータを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項及び前二項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

7 完成検査の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈完成検査フロー〉



第9から第10まで (略)

(考査結果の修正)

第11 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、第9の通知をした後、採点運用表「別紙-2④7. 法令遵守等」において、受注者が知事又は発注者の措置内容に該当した場合、考査結果を修正しなければならない。

2 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、前項の修正を行ったときは、工事成績考査結果の修正通知書(様式第3号。以下「修正通知書」という。)により受注者に通知するとともに、修正した規程様式第5号及び「別紙-2④工事成績調書の考査項目別採点運用表7. 法令遵守等」の写しを検査課長あて様式第3-2号により送付するものとする。

第12から第13まで (略)

(別表1) 工事成績評定における考査項目

項目	細別	考査内容
1 施工体制	I 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・現場代理人、主任(監理)技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2 施工状況	I 施工管理	・施工計画に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III 安全対策	・安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV 対外関係	・対外調整_____等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・目的物の出来形__水準を評価
	II 品質	・目的物の品質水準を評価
	III 出来ばえ	・目的物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価及び機能の評価
4 工事特性	I 施工条件等への対応	・施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力などをもって対応したものの評価 ・総合評価落札方式に係る工事(高度型及び標準型)の価格以外の評価項目の評価

第9から第10まで (略)

(考査結果の修正)

第11 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、第9の通知をした後、採点運用表「別紙-2③7. 法令遵守等」において、受注者が知事又は発注者の措置内容に該当した場合、考査結果を修正しなければならない。

2 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、前項の修正を行ったときは、工事成績考査結果の修正通知書(様式第3号。以下「修正通知書」という。)により受注者に通知するとともに、修正した規程様式第5号及び「別紙-2③工事成績調書の考査項目別採点運用表7. 法令遵守等」の写しを検査課長あて様式第3-2号により送付するものとする。

第12から第13まで (略)

(別表1) 工事成績評定における考査項目

項目	細別	考査内容
1 施工体制	I 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・現場代理人、主任(監理)技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2 施工状況	I 施工計画	・施工計画に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III 安全対策	・安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV 対外関係	・対外調整、 <u>周辺環境対策</u> 等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・目的物の出来形 <u>の</u> 水準を評価
	II 品質	・目的物の品質水準を評価
	III 出来ばえ	・目的物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価及び機能の評価
4 高度技術	I 高度技術力	・施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力__ <u>を</u> もって対応したものの評価 ・総合評価落札方式に係る工事(高度型及び標準型)の価格以外の評価項目の評価

5	創意工夫	I 創意工夫	・施工、品質、安全衛生等について創意工夫をもって対応したものの評価
6	社会性等	I 地域への貢献等	・環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型及び標準型）の価格以外の評価項目の評価
7	法令遵守等		・関係法令等を遵守して、無事故・無処分で工事を実施したかどうかの評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型、標準型及び簡易型）の価格以外の評価項目の履行結果の評価

5	創意工夫	I 創意工夫	・施工、品質、安全衛生等について創意工夫をもって対応したものの評価
6	社会性等	I 地域への貢献等	・環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型及び標準型）の価格以外の評価項目の評価
7	法令遵守等		・関係法令等を遵守して、無事故・無処分で工事を実施したかどうかの評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型、標準型及び簡易型）の価格以外の評価項目の履行結果の評価

(別表2) 工事成績評定における考査基準

考査は細別ごとに、本考査基準により評価を行う。

評価は、原則として、細別ごとに以下のaからeで行う。

a	他の工事の模範となる能力を発揮したか又は模範となる成果が認められた。
b	優れた能力を発揮したか又は優れた成果が認められた。
c	普通又は他のいずれかの項目にも該当しなかった。
d	不適切な事象が認められた。
e	一部に重大な欠陥又は不誠実行動が認められた。

注1: 「工事特性」「創意工夫」「社会性等」では、一定範囲内で加点評価

注2: 「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生・価格以外の評価項目の履行結果により、減点評価

注3: 検査員考査の「出来形」「品質」では、aとbの間にa'、bとcの間にb'を設けて評価

(別 図) (略)

(別表2) 工事成績評定における考査基準

考査は細別ごとに、本考査基準により評価を行う。

評価は、原則として、細別ごとに以下のaからeで行う。

a	他の工事の模範となる能力を発揮したか又は模範となる成果が認められた。
b	優れた能力を発揮したか又は優れた成果が認められた。
c	普通又は他のいずれかの項目にも該当しなかった。
d	不適切な事象が認められた。
e	一部に重大な欠陥又は不誠実行動が認められた。

注1: 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」では、一定範囲内で加点評価

注2: 「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生・価格以外の評価項目の履行結果により、減点評価

(別 図) (略)

(別表3) 品質のばらつきの判定における仮想上限値が設定できない場合の運用

(新設)

(1) ばらつき判定の条件設定

項目	基本設定
基本式	<p>★ D (分布範囲) / R (規格範囲) (単位: %)</p> <p>R (規格範囲): 品質管理基準の規格幅 (規格値が下限値のみの場合、仮定上限値を設定)</p> <p>D (分布範囲): 試験結果の分布幅 (最大値-最小値)</p>
汎用工種の仮想上限値設定	<p>【密度】の場合 盛土・粒状路盤・As舗装等 $R = 100\% - \text{現場密度規格値}$ (単位: %) <仮定上限値></p>
	<p>【強度】の場合 コンクリート・モルタル等 $R = (\text{呼び強度} * 1.5) - \text{呼び強度}$ (単位: N/mm²) <仮定上限値></p>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書等の品質管理基準のうち、性能評価の指標として、現場施工に係る項目に限定し、材料や温度・溶接等に係る管理基準は除外 ・複数工区にわたる工事等、同一の規格仕様・設計条件の場合には一括して判定 ・コンクリート、As舗装等、複数プラント調達の場合、調達先別の判定は不要 ・コンクリート圧縮強度等は現場養生で判定 (標準養生の判定は不要) ・複数土質の場合には、土質区分別に判定 ・粘性土の飽和度・空気間隙率等のように、品質管理基準に規格値の上限値・下限値が定められている場合は、規定の範囲をR (規格範囲) と設定

(2) 試験数及び監督員・検査員別の判定方法

試験数	監督員 (主任監督員)	検査員
0	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容上「品質評価出来ない」と判定 【c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容上「品質評価出来ない」と判定 【c】 ・但し、適合率算定が可能な場合「ばらつきが判断不可能であった」(試験基準無)とみなし、 ・適合率で判定 【b/b'/c】
1~2	<p>(ばらつきの判断が困難なため除外し、)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格値の「80%越え」(→a及びbに該当しない)とみなして判定 【c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ばらつきが判断不可能であった」(打点数少)とみなす ・適合率で判定 【b/b'/c】
3~9	<ul style="list-style-type: none"> ・D/Rを算定 →規格値の「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」(→a及びbに該当しない)の何れかを判定 【a/b/c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・D/Rを算定 →ばらつきを「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」のいずれかの区分に判定 ・ばらつき区分と適合率により判定 【a/a'/b/b'/c】
10以上	<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 全ての工種 ・試験数3以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用 (一番ばらつきの大きい項目) ・仮定上限値を超える試験結果を含む場合、「規格値内(80%越え)」とみなして判定 ・複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は、規格値の「80%越え」と判定 ・規格値を満足しない場合別途検討【d/e】 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 主要工種 (最大3工種) ・試験数10以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用 (一番ばらつきの大きい項目) ・仮定上限値を超える試験結果を含む場合、「ばらつきが80%を超える」とみなして判定 ・複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は「ばらつきが80%を超える」と判定 ・規格値を満足しない場合別途検討【d/e】

<p>様式第1号 (略)</p>	<p>様式第1号 (略)</p>
<p>様式第2号 (第10関係) 工事成績考査結果に対する説明請求の申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(課長又は公所長) 殿</p> <p style="text-align: right;">(受注者) _____</p> <p>年 月 日付で通知のあった下記工事の考査点等について、その考査内容の説明を受けたいので申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事番号 2 工事名 3 完成検査年月日 年 月 日 4 説明を求める事項</p>	<p>様式第2号 (第10関係) 工事成績考査結果に対する説明請求の申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(課長又は公所長) 殿</p> <p style="text-align: right;">(受注者) _____ 印</p> <p>年 月 日付で通知のあった下記工事の考査点等について、その考査内容の説明を受けたいので申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事番号 2 工事名 3 完成検査年月日 年 月 日 4 説明を求める事項</p>
<p>様式第3号 (略)</p>	<p>様式第3号 (略)</p>

様式第3-2号(第11関係)

年 月 日

検査課長 殿

課長又は公所長
(公印省略)

工事成績考査結果の修正通知書

下記工事について、工事成績調書を修正したので別添(写)のとおり送付します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 完成検査年月日 年 月 日

様式第3-2号(第11関係)

年 月 日

検査課長 殿

課長又は公所長

工事成績考査結果の修正通知書

下記工事について、工事成績調書を修正したので別添(写)のとおり送付します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 完成検査年月日 年 月 日

様式第4号(第12関係)

工事成績考査結果の修正に対する説明請求の申立書

年 月 日

(課長又は公所長) 殿

(受注者) _____

年 月 日付けで通知のあった下記工事の考査結果の修正について、その内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 修正年月日 年 月 日
- 4 説明を求める事項

様式第4号(第12関係)

工事成績考査結果の修正に対する説明請求の申立書

年 月 日

(課長又は公所長) 殿

(受注者) _____

印

年 月 日付けで通知のあった下記工事の考査結果の修正について、その内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 修正年月日 年 月 日
- 4 説明を求める事項

別記様式

評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	評 定 点	得 点 割 合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.8点	
	II. 配置技術者	／3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	／12.3点	
	II. 工程管理	／7.8点	
	III. 安全対策	／8.4点	
	IV. 対外関係	／3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.3点	
	II. 品質	／16.7点	
	III. 出来ばえ	／8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／11.1点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／4.6点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	／5.3点	
7. 法令遵守等		点	
総 合 点		／100点	

工 事 番 号	
工 事 名	
受注者 氏名又は名称	

- ※1 得点割合は、各細別毎に満点となった場合に得られる点数に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※2 本紙「評定点採点表」は、宮城県のためにより情報公開の対象となりますので了解願います。
 ※3 (参考) 総合点が65点未満であった場合は、宮城県の定めにより、本通知書が通知された日から1年以内に入札公告(指名競争入札にあたっては、指名通知日)された工事の入札等に参加する場合、入札公告等に示される配置技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名工事現場に配置しなければなりません。

別記様式

評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	評 定 点	得 点 割 合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.8点	
	II. 配置技術者	／3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	／12.3点	
	II. 工程管理	／9.7点	
	III. 安全対策	／10.7点	
	IV. 対外関係	／3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.3点	
	II. 品質	／16.7点	
	III. 出来ばえ	／8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	／5.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／4.6点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	／6.4点	
7. 法令遵守等		点	
総 合 点		／100点	

工 事 番 号	
工 事 名	
受注者 氏名又は名称	

- ※1 得点割合は、各細別毎に満点となった場合に得られる点数に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※2 本紙「評定点採点表」は、宮城県の定めにより情報公開の対象となりますので了解願います。
 ※3 (参考) 総合点が65点未満であった場合は、宮城県の定めにより、本通知書が通知された日から1年以内に入札公告(指名競争入札にあたっては、指名通知日)された工事の入札等に参加する場合、入札公告等に示される配置技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名工事現場に配置しなければなりません。

別紙－１①から別紙－３④ 工事成績調書の考査項目別採点運用表

※ 改正後運用表 別添のとおり

別紙－１①から別紙－３④ 工事成績調書の考査項目別採点運用表

※ 改正前運用表 (略)

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。